

令和6年第3回仁木町教育委員会定例会会議録

令和6年3月25日、仁木町役場「委員会室」において、第3回仁木町教育委員会定例会を開催。

●出席委員 岩井教育長、加藤教育長職務代理者、渡委員、朝山委員、吉本委員

●会議に参加した者 菊地次長、濱田主幹

| | |
|-------|---|
| 岩井教育長 | 午前9時25分、開会を宣言。出席者は教育長及び教育委員4名であり、過半数に達しており、会議は成立した旨を宣する。 |
| | 日程第1、会期決定を上程。会期は、本日1日限りとする旨を宣する。 |
| | 日程第2、会議録承認を上程。 |
| | 異議なきかを問う。 |
| 全員 | なし。 |
| 岩井教育長 | 日程第2、会議録承認について承認する旨を宣する。 |
| | 日程第3、教育長事務報告について上程。 |
| | 議案により35件について説明。 |
| | 質疑なきかを問う。 |
| 全員 | なし。 |
| 岩井教育長 | 日程第3、教育長事務報告について承認する旨を宣する。 |
| | 日程第4、報告第1号 令和6年第1回仁木町学校給食運営委員会及び令和6年第1回仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会に関する件について上程。 |
| | 事務局に説明を求める。 |
| 菊地次長 | 議案により説明 |
| 岩井教育長 | 質疑なきかを問う。 |
| 全員 | なし。 |
| 岩井教育長 | 日程第4、報告第1号 令和6年第1回仁木町学校給食運営委員会及び令和6年第1回仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会に関する件について承認する旨を宣する。 |
| 岩井教育長 | 日程第5、議案第1号 仁木町立小中学校校長及び教頭人事に関する件について上程。 |
| | 本件について、秘密会として取り扱うことに異議なきかを問う。 |
| 全員 | 異議なし。 |
| 岩井教育長 | 本件は秘密会として取り扱うこととします。 ～秘密会により割愛～ |

| | |
|-------|---|
| 岩井教育長 | <p>日程第6、議案第2号 仁木町教育委員会職員の任免に関する件について承認する旨を宣する。</p> <p>日程第7、議案第3号 仁木町教育委員会事務局組織規則の一部改正に関する件について上程。</p> <p>事務局に説明を求める。</p> |
| 菊地次長 | <p>議案により説明。</p> |
| 岩井教育長 | <p>質疑なきかを問う。</p> |
| 全員 | <p>なし。</p> |
| 岩井教育長 | <p>日程第7、議案第3号 仁木町教育委員会事務局組織規則の一部改正について承認する旨を宣する。</p> <p>日程第8、議案第4号 仁木町学校管理規則の一部改正に関する件及び日程第9、議案第5号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容の要綱の制定に関する件について上程。</p> <p>事務局に説明を求める。</p> |
| 菊地次長 | <p>議案により説明。</p> |
| 岩井教育長 | <p>質疑なきかを問う。</p> |
| 吉本委員 | <p>養護教諭等、別表第1と第2で、職務の内容の例というのが定められたということだと思いますが、この内容はこれまで、やっていたことをこういう書面化したということなのか、もしかして新たにつくったことでやらなければいけないことが増えたという事であるのか。その辺を確認したい。</p> |
| 岩井教育長 | <p>学校全体ではやっていたことです。ただ、その内容が明確になっていないことによって、例えば教頭先生がやっていた業務というのものもあるんです。そこでこの中で、きちんと整理し業務を減らしていきましょと。というような目的があり、本来的に例えば養護教諭、栄養教諭がしなければならないことの位置づけが今までちょっと曖昧になった部分がありましたが、そこをきちんと整理しましょとということで今回、このような要綱を制定する形になっています。</p> |
| 吉本委員 | <p>はい、分かりました。ありがとうございます。</p> |
| 岩井教育長 | <p>ほかに質疑なきかを問う。</p> |
| 全員 | <p>なし</p> |
| 岩井教育長 | <p>日程第8、議案第4号 仁木町学校管理規則の一部改正に関する件及び日程第9、議案第5号 養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容の要綱の制定に関する件について承認する旨を宣する。</p> <p>日程第10、議案第6号 仁木町民スキー場設置管理条例に関する件、日程第11、議案第7号 仁木町民スキー場設置管理条例施行規則の廃止に関する件、日程第12、議案第8号 仁木町民スキー場運用規程の廃止に関する件、日程第13、議案第9号 仁木町民スキー場附属施設（スキーリフ</p> |

ト)に勤務する職員の職制及び服務に関する規程の廃止に関する件、日程第14、議案第10号 乙種特殊索道事業運送約款の廃止に関する件、日程第15、議案第11号 特殊索道運転取扱細則の廃止に関する件について一括上程

事務局に説明を求める。

菊地次長
岩井教育長
全員
岩井教育長

議案により説明。

質疑なきかを問う(一括)

なし。

日程第10、議案第6号 仁木町民スキー場設置管理条例に関する件、日程第11、議案第7号 仁木町民スキー場設置管理条例施行規則の廃止に関する件、日程第12、議案第8号 仁木町民スキー場運用規程の廃止に関する件、日程第13、議案第9号 仁木町民スキー場附属施設(スキーリフト)に勤務する職員の職制及び服務に関する規程の廃止に関する件、日程第14、議案第10号 乙種特殊索道事業運送約款の廃止に関する件、日程第15、議案第11号 特殊索道運転取扱細則の廃止に関する件について承認する旨を宣する。

岩井教育長

日程第16、議案第12号 仁木町学校給食パートタイム調理員任用取扱規程の一部改正に関する件について上程。

事務局に説明を求める。

菊地次長
岩井教育長
渡委員

議案により説明。

質疑なきかを問う。

パート職員等の業務内容というのは、時間だけが違うということですか。何か業務内容的に大きく違う部分がありますか。ぎりぎりまで働く方と正規の方と時間的にそれほど変わらなくなってきて業務内容的には、同じですか。

菊地次長

月給パート調理員と時給パート調理員ということで区別はするんですが、調理員としてやっていただく部分は一緒です。ただ月給パート調理員のほうが、これまで、夏休み冬休みですとか、そういった部分でお休み頂いておりましたが、そういった部分を月給パート調理になりますと、通年で働くことになりますので、その間に大規模な掃除をしたり、事務の準備をしたり、これまでのまとめをしたり、そのような部分が増えてくることになります。

岩井教育長

今回、このような措置をとった背景として、まず昨年度から、パート職員についても、期末手当といってボーナスを支給しなければならないということになり、皆さんそれぞれ扶養家族の範囲内で働きたいと希望があり、それによって、今まで働いた分からかなりの時間数が短くなってしまいます。そして、更に来年度から勤勉手当といって、職員と同じだけの手当、ボーナスを払わなければならないというような状況になることによって、

更にその時間が圧縮されると。そうすることによって、今まで例えば、1人の人が100時間働いたものが、70時間しか働けなくなります。その不足の30時間分を、余分にまた雇用しなければならないというような状況が起きております。それであれば、勤務体制が非常に煩雑になるということで、月給職員を置くことによって、その方々は通年で時間の制限なく、働いてもらえるということもありますので、今度そちらのほうに少し、全体の中の何名かをそちらのほうに移行させてもらって、勤務体制をやりくりしやすいような状況をつくっていきたい、というような意向でして、今回のこのような形で定めさせていただいているところでございます。なかなか今募集をかけても、もう何か月も人が埋まらないような状況がずっと続いています。どうしても人がいないと、うちのほうでは正規職員の4分の3の範囲内ということを決めているんですけども、それも守れない状況になってきたり、本当は5名必要なところを、4名しか配置できない状況で、調理員の皆さんが非常に苦勞しているという状況です。ですので、今回このような形で月給職員を3名置きます。残った方々については今まで同様の取扱いということで、ただ先ほど言ったとおり今回期末手当もつく関係で、恐らく今まで130万とか103万という色々な壁があって、それに合わせて皆さん勤務していただいていることもありました。それは確保しながらということで対応していきたいというものでございますので、ご理解頂きたいと思っております。

岩井教育長
全員

ほかに質疑なきかを問う。
なし。

岩井教育長

日程第16、議案第12号 仁木町学校給食パートタイム調理員任用取扱規程の一部改正に関する件について承認する旨を宣する。

次に、日程第17、議案第13号 仁木町文化財保護審議会委員の任命に関する件について上程。

事務局に説明を求める。

菊地次長
岩井教育長
全員

議案により説明。
質疑なきかを問う。
なし

岩井教育長

日程第17、議案第13号 仁木町文化財保護審議会委員の任命に関する件について承認する旨を宣する。

日程第18、協議案第1号 当面する教育諸問題について上程。
本件について、秘密会として取り扱うことに異議なきかを問う。
異議なし。

全員
岩井教育長

本件は秘密会として取り扱うこととします。
～秘密会により割愛～

岩井教育長

他に質疑なきかを問う。

なし。

1 番 当面する教育諸問題について承認する旨を宣する。

2 番 当面する行事日程について説明

次回教育委員会定例会については4月17日午前中で調整

質疑なきかを問う。

今年度の教職員の辞令交付式はやるのですか？

今年度は辞令交付式はやります。何年かぶりになりますけども、久しぶりにやるような形で進めてまいりますのでお願いいたします。

他に質疑なきかを問う。

なし。

2 番 当面する行事日程について承認する旨を宣する。

3 番 その他について説明。

質疑なきかを問う。

4月13日に、議会報告と意見交換会というのがあり、その右上に、仁木小学校のPTAの皆様にも、何かちょっと出てほしいというような、コメントが入っていました。詳しく聞くと、エアコンの要望の関係で、何かこのときに集まって、保護者から、もう1回お願いしようみたいな。ちょっと声を出そうかという情報を聞いたんですけど、これに関しては議会のほうだと思うのですが、教育委員会が何か出席するとか、考えていますか。

いえ、教育委員会は全く出席する予定はございません。今回議会の前にも保護者の皆さんが議員さんの方へお行きになって、何とか今年度つけてほしいというような要望をされたという話は個々の議員さんからは伺っておりまして、議員さんもですね、教育委員会の事情をその前に話してましたので、今年度は設置がちょっと難しいね、という話はさせていただいたみたいなんですけれども。それでもなかなか納得ができないということも何か保護者の方にはあるみたいですね。それで例えば、夏場の本当に暑い時期に学校が始まった場合に、その対策をどうするんだということでのお話が、学校のほうにもまだ行っているということなので、その辺は今整理しながら、12月の定例教育委員会の中でも学校の暑さ対策という部分では、一定程度方針を設けてやりますよということ、皆さんに決定頂いたんですけども、単純に暑いから休みということじゃなくて、暑いときは例えば、低学年であれば、イコロに移動してやるとか、高学年であれば、町民センターの多目的ホールを使うということ、学校のほうでもいろいろ考えてまして。一応町民センターの仮押さえも、もう既にやっているというところでございます。どうしても、今発注して今すぐできるというのは、難しいところもありますが、何とか教育委員会としても1年でも早く、でき

る形での対策は取り組んでいきたいということは、皆さんにも、お知らせしますし、議員の皆さんにもそんな形で今回もお話させてもらっています。

はい。その話が保護者にうまくちゃんと伝われば、ある程度、納得してくれるかなと思います。

岩井教育長 吉本委員 それがなかなか納得してもらえていません。今回、仁木小学校のPTAさんという名指しなのですけれども、それも自分はどうかと思うんですよね。別にPTAであれば、中学校だってPTAが同じくあって、暑さも仁木小学校だけ暑いわけでもない。であれば、PTAだったら全員に声をかけるべきなのかなと思ったり、要望があるからとしたら仁木小学校だけやればいいのかということに、恐らくなつてこないのだろうなと思いますので、その辺は議会の考え方というのもあるかもしれないので、特にうちのほうからは、お話はさせてもらってません。

菊地次長 クーラーのことについて、6年生の保護者のラインがあるのですけれども、そこにも「こういうふうには回答が来ましたが、納得できません」というのが来たんですよね。その中に学力低下を心配するというのも書かれていて、そのことについてどのような取組があるのかという回答も欲しいようなことが書いていました。

朝山委員 そうですね、暑さで去年であれば4日間ですね。夏休みも終わった後、4日間ほど午後から帰っていただいたことがありました。学力のことだけ言うのであれば、例えばインフルエンザになって1週間休みます、コロナにかかりまして1週間休むとかっていうほうが、よほど時間数割かれているんです。だからその辺で、例えば暑さがあるから学力が低下してるとかということにも直結しないだろうなというふうに判断していますし、例え

岩井教育長 朝山委員 菊地次長 ば小学校6年生であれば、1年間の授業時数というのが1015時間と決まってるんですよ。今、学校のほうでは1045時間の授業を組んで、そこで余剰時数が30時間程度あるんですよ。そして、今先生方の働き方改革というのもあるので、今まであった1060時間とか70時間で組んでいたんですよ。ただ、それは余りが多すぎなので、1045時間までにしてください

渡委員 菊地次長 岩井教育長 ということで文科省のほうから指示があり、今それだけ短くなったんですけども、1045時間の1015時間って考えたときにはまだそこで30時間以上の余剰時数があるので、文科省の学習指導要領で定めてる1015時間というのは十分クリアできるだけの時数はもう確保ができています。

朝山委員 そして、例えばこれが夏休みの期間で、夏場の期間で、その時数がどんどん食われていくというときには、今年から5時間授業の日が増えると思うんですけども、5時間授業を6時間に戻してということをして、それから先で十分、対応可能だと思いますので、その辺では学力低下には繋がってこないのかなと思います。ただ、皆さんが心配してる暑いから授業にならないというところは、どうしてもあるのかなと思います。それで、教育委員

岩井教育長 会としても1年でも早く、設置したいという思いは変わりませんので、その辺でご理解頂ければと思っております。

暑いから休むとなったときに、仕事を急遽休まなくちゃいけないというのも、何かあんまり良く思っていないような感じで書かれていたんですよ。でもそれなら子どもが風邪引いたときも同じじゃないかと思うんですけども。

それで今回も福祉課のほうとも話し合ってもらったのですけれども、イコロをうまく活用できないのかなというところで、今考えているところです。例えば夏休み期間が5日間延びた場合、子どもの健康状態や体が不安だということであれば、例えば今学童の受入れも今年から6年生までできますし、あとは児童館のほうでも、ある程度人数が入ることになっています。その辺での対応をしていただければいいのかなというふうには考えてございます。あと1点、子どもの学力低下の部分では、来年度から教育委員会のほうで地域おこし協力隊で先生の免許を持った方を任用でき

朝山委員

岩井教育長

ていきたいというふうには考えております。そうすると、ずっと1年中、例えば月曜日は休みにして火水木は仁木にして、あと金曜日は銀山に行ってもらおうという形で、放課後の1時間だけでもいいんで、そういう活動をちょっとやっていければいいのかなという取組もしていく予定でおりますし、夏休み期間中や冬休み期間中、去年もやったのですけれども、子どもたちの学力向上というところで、今回は協力隊の方、また支援員として、打矢先生、庵先生にも入ってもらって、そこで家庭学習といいますか、そういう取組をぜひやっていきたいなというふうに思っていますので、学力に不安な家庭があるのであれば、そこにどんどん参加してくれることによって、恐らく夏休み冬休みで、休む以上の実力がついてくるのかなというふうには考えております。今言ったとおり、急遽休みというのがどうしても、大変なのかなと思うのですけれども、その辺は一定程度ご理解頂くか、あとは本当に今、学童の定員も定数も大分増えているので、そこをうまく活用しながらということで取り組んで頂ければと思っております。

朝山委員

岩井教育長

ほかに質疑なきかを問う。

なし。

日程第18、協議案第1号 当面する教育諸問題について協議を終了する旨を宣する。

他になきことを認め、第3回仁木町教育委員会定例会を、閉会する旨を宣する。

(閉会 午前10時47分)